

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザル方式により業務受託者の選定を行いますので、下記のとおり公告します。

令和8年7月28日

橋本市長 平木 哲朗

1. 業務名

橋本市窓口業務等アウトソーシング委託

2. 業務内容

「橋本市窓口業務等アウトソーシング委託仕様書」「橋本市窓口業務等アウトソーシング委託（市有バス運行管理）仕様書」のとおり

3. 履行期間

本契約締結日の翌日から令和12年3月31日

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

（1）本市の入札等に係る令和8年度有資格者名簿に登録されている者

なお、実施要領の公表時点において登録のない者が上記を満たすためには、次のアからウの要件を満たすものとする。

ア 営業について免許、許可又は登録を要するものにあつては、当該免許、許可又は登録を受けていること。

イ 令和8年4月1日時点で、引き続き2年以上その営業を行っていること。

ウ 国税及び市町村税を滞納していないこと。

（2）地方自治法施行令第167条の4に該当しない者

（3）橋本市建設工事等契約に係る入札参加資格停止基準（平成18年6月1日制定橋本市告示第271号）に基づく入札参加資格の停止または橋本市物品購入等契約に係る入札参加資格停止基準（平成26年5月29日制定橋本市告示第87号）に基づく入札参加資格の停止の措置期間中でないこと。

（4）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反した場合、同法に基づく処分が明らかになった日から3箇月を経過している者

(5) 近畿府県外において談合の容疑により会社の代表者、役員又は使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたことが明らかになった場合、その日から3箇月を経過している者

(6) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められること。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第3者の不正の利益を図る目的または第3者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生計画を認可された者は参加可）

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（再生計画を認可された者は参加可）

(9) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者

(10) 平成28年4月以降に、自治体において、下記業務のいずれか3つ以上の受託運用実績があり、この公告の日までに適正に契約を履行（契約満了）した実績を複数有すること。この場合、現在履行中のものについても実績に含めて差支えないものとする。なお、労働者派遣契約は実績に含めない。

ア 住民票発行等の住民関連窓口業務

イ 市税関係の窓口業務

ウ 公用車維持管理及び運行管理・庁舎管理関連の内部事務業務

エ 庁舎等総合管理業務

オ 消防本部内部事務業務

カ 市有バス運行管理業務

(11) 個人情報の保護等に関して、次の認定等を受けていること。

プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JIS Q27001 の認証を取得していること。

(12) 複数の事業者で構成されるグループで応募する場合は、上記（１）から（９）及び（11）は構成員のいずれもが要件を満たしていることとし、（10）は構成員全体として要件を満たしていること。なお、構成員の中から代表者を定めること。

5. 事業受託者選定方法

橋本市窓口業務等アウトソーシング委託プロポーザル実施要領のとおりとする。

6. 本プロポーザルに係る公告期間及び公告方法

(1) 公告期間

令和8年7月28日（火）から令和8年8月10日（月）

(2) 公告方法

橋本市ホームページ

7. 事務局

担 当：和歌山県橋本市総務部財政課 赤松 伸哉（内線 2303）

所在地：〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

連絡先：電話 0736-33-3722（直通） E-mail zaisei@city.hashimoto.lg.jp